

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援助の目的及び内容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (附封捺印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ホンジュラス	グアイモン橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	グアイモン橋架け替え計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	40,000千円 H20. 1.11まで	H19. 1.12 テグシガルバで (同日)	日本側 肥塙 隆在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 ミルトン・ヒメネス・ペヘルト外務大臣	H19. 1.24 42号
ホンジュラス	サン・フェリペ病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	サン・フェリペ病院整備計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	70,000千円 H20. 1.11まで	H19. 1.12 テグシガルバで (同日)	日本側 肥塙 隆在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 ミルトン・ヒメネス・ペヘルト外務大臣	H19. 1.24 43号
ホンジュラス	日本・中米友好橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	日本・中米友好橋建設計画を実施するために必要な橋梁及び取付道路の建設に必要な生産物及び役務の供与 1. 橋梁及び取付道路の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	650,000千円 (H19年度 191,000千円) H20. 3.31まで  346,000千円 H21. 3.31まで  113,000千円 H21年度 H22. 3.31まで  950,000千円 (H19年度 352,000千円) H20. 3.31まで  455,000千円 H21. 3.31まで  143,000千円 H21年度 H22. 3.31まで	H19. 5.23 テグシガルバで (同日)	日本側 塩崎修在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 ミルトン・ヒメネス・ペヘルト外務大臣	H19. 6. 5 328号
ホンジュラス	グアイモン橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	グアイモン橋架け替え計画を実施するために必要な橋梁及び取付道路の建設に必要な生産物及び役務の供与 1. 橋梁及び取付道路の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	352,000千円 H20. 3.31まで  455,000千円 H21. 3.31まで  143,000千円 H21年度 H22. 3.31まで	H19. 5.23 テグシガルバで (同日)	日本側 塩崎修在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 ミルトン・ヒメネス・ペヘルト外務大臣	H19. 6. 5 329号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、\_\_\_\_\_と記している。

(注3)日付については、平成〇年△月□日をH○.△.□と記している。

(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

六八〇 ハンガリの無償資金協力取極一覧

相手国政府・機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈 与 の 限 度 額 (注2)	贈 与 の 使 用 期 限 (注2)	署 名 日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告 示 日 (注4)
サン・フェリペ病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラスとの交換公文	サン・フェリペ病院整備計画を実施するために必要な病院施設の建設に必要な生産物及び役務の供与	888,000千円 (H19年度 152,000千円) H20.3.31まで	H19.5.23 テグシガルバで (同日)	日本側 塩崎修在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 ミルトン・ビメネス・ペエルト外務大臣	H19.6.5 330号		
テグシガルパ緊急給水計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	1.給水施設の建設及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2.機材及びその据付けに必要な役務の供与 3.上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4.上記1の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	486,000千円 (H20年度 736,000千円) H21.3.31まで	H19.6.20 テグシガルバで (同日)	日本側 塩崎修在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 ミルトン・ビメネス・ペエルト外務大臣	H19.7.3 379号		

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、――と記している。

(注3)日付については、平成〇年△月□日をH○.△.□と記している。

(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。